

2. 申請条件 (いずれかを満たすこと)

- (1) 本科目の履修に関して了解が得られた自治会・町内会などの地縁団体あるいは外部機関で活動すること。
- (2) 本学の定める機関、または活動の証明が可能な外部機関等で活動すること。

3. 単位認定方法

- ・自由選択科目と位置づけ、卒業要件単位として認める。
- ・履修登録上限の枠外として扱う。
- ・各科目 1 回のみでの認定とし、複数回の認定は行わない。
- ・コミュニティサービスラーニングⅡの履修者及び単位修得者は履修できない。
- ・下記の「地域活動実習における単位認定表」に基づき認定する。
- ・履修期間は複数学期にまたがることを妨げない。
- ・春学期は6月15日、秋学期は12月15日までに報告書等の提出がなされた活動のみ、当該学期の単位認定の対象とし、以後の期間にかかる活動は次学期の単位認定とする。

地域活動実習における単位認定表

| 認定科目名 | 単位数 | 対象学年 | 単位認定基準 | 評価方法 | 成績評価 | 備考 |
|----------|-----|------|-------------------------|-----------------------------|--------|--|
| 地域活動実習 A | 4 | 1～ | 120時間以上 (事前事後指導含) | 活動記録及び 報告書に基づ いて評価する。 | N (認定) | 全学科対象 自由選択科目 複数履修不可 (各科目 1 回) |
| 地域活動実習 B | 2 | 1～ | 60～120時間未満 (事前事後指導含) | | | |
| 地域活動実習 C | 1 | 1～ | 30～60時間未満 (事前事後指導含) | | | |

4. 申請から報告書等提出までの流れ

- ① 地域連携・教育センターへ申し出て、「申請書」「活動記録」「活動証明書」の用紙を受け取る。
- ② 原則、活動開始の2週間前までに、「申請書」を地域連携・教育センターに提出する。必要に応じて、「活動機関に関する資料」も提出する。(地域連携・教育センター運営委員会において、申請を承認する。)
- ③ 活動開始前に、所属学科の地域連携・教育センター運営委員の教員から事前指導を受ける。
- ④ 地域活動を行う。
- ⑤ 活動終了後、原則として1週間以内に③の教員から事後指導を受ける。
- ⑥ その後、1週間以内に、「活動記録」「活動証明書」「報告書」を③の教員に提出する。

(7) 放送大学との単位互換について

本学は、放送大学との単位互換に関する協定を締結している。本学の学生は「特別聴講学生」として放送大学の授業を受講することができる。放送大学の授業を受講し、単位認定条件を満たした場合、単位認定され、卒業要件単位(自由選択科目)として算入される。

1 履修期間：1学期間(6ヶ月)

2 対象科目：放送大学授業科目

- ・単位認定できる授業科目については、教育支援課に問い合わせること。
- ・1学期に出願できる科目数は、2科目4単位とする。ただし、**放送大学授業科目の単位認定試験日が同一日時の科目は1科目しか登録できない。**
- ・放送大学との協定上、出願後の科目の変更・取消・追加はできない。
- ・放送大学授業科目は、**履修上限単位数に含まれない。**

3 出願方法について

- ・放送大学特別聴講生を希望する者は、指定期間に教育支援課に願い出ること。